

2023年1月16日

賃貸物件用不動産に係るお借入の期限前弁済手数料に対する
「消費税」のお取り扱いについて

各位

今般、当金庫が取扱いしている賃貸用不動産に係るお借入の期限前弁済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、消費税相当分を頂いていることが判明しました。

これを受け、当金庫では本手数料を頂いたお客様を対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いていた金額に、お支払頂いた日からご返還日までの期間の法定利息3%（2020年3月31日以前にお支払頂いた場合は5%）を加えてご返還させて頂くことと致しました。

大変なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

対象となるお客様につきましては、速やかに対応させていただきますので、お心当たりのあるお客様は取引店もしくはお問い合わせ先までご連絡ください。

【対象となるお客様】

- ・2008年2月18日（月）～2022年9月30日（金）の間に賃貸物件（アパート等）の取得や新築を目的に借入し、同期間内に期限前弁済によって手数料をお支払頂いたお客様。
- ・期限前弁済手数料のうち、定額の手数料（「5,000円＋消費税」等）をお支払頂いたお客様、住宅ローンの期限前弁済のお客様は返還の対象ではございません。

【お客様への対応】

- ・対象となるお客様には、個別に対応させて頂き、速やかに返還手続きを実施いたします。

○お問い合わせ先

東京ベイ信用金庫 お客様用フリーダイヤル

TEL 0120-074-472（平日9:00～17:00）

以 上